

消費者庁設置以降の都道府県における推進体制の充実・強化の動向

1. 「消費者行政推進本部」の設置

(1) 知事をトップとする「本部」

- ①群馬県：「群馬県消費者行政推進本部」を設置（9月）。
- ②宮崎県：「宮崎県消費者行政推進本部」を設置（11月）。
- ③京都府：「京都府くらしの安心・安全推進本部」を設置（1月）。
- ④岐阜県：「岐阜県消費者行政推進本部」を設置（4月1日）。
- ⑤岩手県：「岩手県消費者行政推進ネットワーク」を設立（4月23日）。
県内34の市町村長、消費者団体等も構成員に。
- ⑥富山県：「富山県消費者の安全・安心確保推進本部」設置（4月27日）。
- ⑦熊本県：今年度中の「消費者行政推進本部」の設置を検討中。
- ⑧徳島県：「消費者行政推進本部」の設置を検討中。

(2) 知事以外をトップとする「推進会議」等

- ①山口県：環境生活部長をトップとする「山口県消費者行政推進会議」設置（12月）。
- ②山梨県：県民室長をトップとする「山梨県消費者行政推進会議」を設置（1月）。
- ③和歌山県：県民局長をトップとする「和歌山県消費者行政連絡会議」を設置
（4月16日）。
- ④愛知県：県民生活部次長をトップとする「愛知県消費者行政推進会議」を設置（4
月20日）。
- ⑤鹿児島県：副知事をトップとする「鹿児島県消費者行政推進本部（仮称）」を設置
予定。

2. 担当組織の充実・強化の動き

(1) 専任課等の新設

①北海道：消費者行政専管課（消費者安全課）を設置（4月）。

②新潟県：消費者行政専管課（消費者行政課）を設置（4月）。

③鹿児島県：「消費者行政推進室」を設置（4月）。

④秋田県：「消費生活室」を設置（4月）。

⑤東京都：「消費者情報総括担当課長」を設置（1月）。

管内の消費者事故等の情報を集約し、総合的に活用する体制を明確化。

(2) 定員増

北海道(7名)、秋田県(1名)、群馬県(1名)、千葉県(1名)、東京都(1名)、神奈川県(1名)、新潟県(6名)、山梨県(1名)、愛知県(4名)、三重県(1名)、大阪府(1名)、和歌山県(1名)、広島県(1名)、鹿児島県(3名)で、法執行等も含めた消費者行政担当職員の定員増。

3. 行政、消費者団体、事業者など関係者・関係団体の連携による組織・ネットワークの構築

①三重県：県内の消費者関連団体、事業者関連団体、行政に加え、オブザーバーとして弁護士会等が参加する「みえ・くらしのネットワーク」を設立（2月）

②滋賀県：県内の消費者団体等で構成される「消費者ネットしが」設立（3月）。

③熊本県：県内の消費者団体等で構成される「消費者支援ネットくまもと」設立（3月）。

④福島県：県内の消費者団体等で構成される「福島県消費者ネットワーク（仮称）」を設立予定（5月下旬目途）。

⑤岐阜県：県内の消費者団体等で構成される「岐阜県消費者ネットワーク（仮称）」を設立予定（6月）。